

重要

前年まで就学支援金を受けていた方へ

今年は個別に案内の郵送はありません。この書類で手続きしてください

2020年4月

生徒および保護者 各位

開成高等学校

高等学校等就学支援金申請について

「高等学校等就学支援金（以下「就学支援金）」について、以下のとおりご案内いたします。

制度内容： 私立高等学校に在学する生徒で保護者（生徒の親権者（父母））の所得が一定額未満の世帯を対象に、在学期間に応じ、授業料の負担額を軽減する国の制度です。

対象範囲・手続きの詳細は、配付書類のウ「令和2年度高等学校等就学支援金申請手続きのお知らせ」をご参照ください。

対象範囲： 保護者^(*1)の年収について、平成30年分（4～6月分の就学支援金算定）または令和元年分（7～翌年3月分の就学支援金算定）が約910万円未満に該当する方^(*2)が対象となります。

(*1) 原則として生徒の親権者（父母）。詳細は配付書類「ウ」の4頁をご覧ください。

(*2) 詳細は配付書類「ウ」の1頁をご覧ください。

配付書類： ア 高等学校等就学支援金申請について（本書類）
イ 令和2（2020）年度高等学校等就学支援金 申請者別書類一覧
（申請者の状況により提出が必要な書類が記載されています）
ウ 令和2年度高等学校等就学支援金申請手続きのお知らせ
エ 高等学校等就学支援金について（別紙）
オ 意向確認票【MN新規用】（MN：マイナンバーの略）
カ 継続意向確認票【MN継続用】
キ「A 受給資格認定申請書Ⅰ」および記入例
ク「B 受給資格認定申請書Ⅱ」および記入例
ケ「C 収入状況届出書Ⅰ」および記入例
コ「D 収入状況届出書Ⅱ」および記入例
サ「マイナンバー台紙」（保護者2名分）およびマイナンバー台紙の作成手順
シ「チェックラベル」
ス マイナンバー提出用封筒（ホチキス止めされていません）

手続き： **全員**（受給申請しない場合でも）必ず**手続き**をお願いいたします。

提出書類は黒のボールペン（消せる筆記具不可）でご記入願います。

原則「マイナンバー」による手続きとなります。「マイナンバー」による手続きができない場合は担当（事務：佐藤）までお申し出ください。

また、今般受給申請をしないで、後日対象となることが判明したときは担当までお申し出ください。その際は就学支援金の支給対象月が提出した日の属する月（または次月）以降となりますのでご注意願います。

【就学支援金の受給を申請しない場合】

a) オまたはカの意向確認票に必要事項を記入のうえ、学園事務局に送付（裏面最下段の「返信用ラベル」をご使用ください）。

・マイナンバー使用で受給していた場合、カ 継続意向確認票【MN継続用】。

・上記以外は、オ 意向確認票【MN新規用】

提出期限： **2020年4月30日（木）**までに**到達**するように発送してください。

（裏面へ続く）

【就学支援金の受給を申請する場合】

- a) 「必要書類」を作成
必要書類は状況により異なります。詳細は伊の「令和2（2020）年度高等学校等就学支援金申請者別書類一覧」を参照願います。
- b) マイナンバー台紙が必要な場合は サ を ス に厳封
- c) シ を角2（A4サイズ）封筒の表に貼付
- d) オ（またはカ）および キ を除き（c）に厳封
- e) オ（またはカ）および キ と（d）を学園事務局に送付（裏面最下段の「返信用ラベル」をご使用ください）。

注意:(b)(d)について、厳封されていないものは都の指導により受付できません。必ず厳封してご提出願います。

提出期限：**2020年4月30日（木）** までに**到達**するように発送してください。

マイナンバー用封筒が含まれる場合はレターパック等の**追跡できる方法**で送付してください。

就学支援金の交付（11月中旬～12月中旬）

東京都から、手続きを経て認定された結果として、就学支援金が当校に交付された後、ご指定の学費振替口座に還付いたします。

今般受給申請せずに後日受給申請変更された場合、都からの交付が来年3月、還付はそれ以降となります。

[その他]

他にも各自治体で学費負担を軽減する制度があります。

・東京都の「授業料軽減助成」および「奨学給付金」

東京都が行う学費負担を軽減する制度です。対象は都内在住の方となります。詳細は後日学校を通して東京都から案内が配付される予定です（東京都私学財団のホームページ

<http://www.shigaku-tokyo.or.jp/parents_index.html>もご参照ください）。

・東京都以外

東京都以外でも学費負担を軽減する制度がありますが、案内は配付されません。

制度の名称や条件も異なりますので、詳細はお住まいの自治体のホームページをご覧ください。

なお、東京都以外の「奨学給付金」については、文部科学省のホームページ

<http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm>

に各自治体へのリンクが紹介されていますのでご参照ください。

この他に、入学後の家計急変により、学業の継続が困難になった生徒を支援するために開成学園として行う「授業料特別免除」および「就学支援奨学金」の制度があります。該当する場合は組主任へご相談ください。

返信用ラベル（切り取ってご使用ください）

116-0013

東京都荒川区西日暮里4-2-4

学校法人開成学園 事務局

03-3822-0741